

「紛失補償オプション(i)」規定

第1条 (紛失補償オプション(i))

1. 紛失補償オプション(i) (以下「本サポート制度」といいます) とは、KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社 (以下「当社等」といいます) が紛失補償オプション(i)規定 (以下「本規定」といいます) などに従って、本サポート制度対象者 (以下「サポート会員」といいます) に対し、一定の補償 (以下「サポート特典」といいます) を提供する制度です。
2. 本サポート制度は、本規定の他、当社等が別途定める諸条件 (以下「個別条件」といいます) に基づき実施、運営されます。なお、本規定の内容と個別条件の内容が矛盾する場合は、個別条件の内容が優先するものとします。

第2条 (入会申込および会員資格)

1. 本サポート制度は、当社が別に定める販売店において新品の au 携帯電話を購入すると同時に、アップル社が提供する「Apple 保証サービス」と合わせて入会のお申込み手続きをしていただく必要があります。なお、本サポート制度に単体で入会することはできません。
2. 当社等は、本サポート制度への入会申込みについて、以下の場合に限り受け付けることとします。なお、一旦本サポート制度を退会された場合、再度入会することはできません。
 - au通信サービスの新規加入時に、新品の本サポート制度対象移動機(第4条第5項第1号で定義されます。以下同じ)を購入される場合
 - 機種変更および端末増設のため、新品の本サポート制度対象移動機を購入される場合
 - au通信サービスの一時休止後、再利用するに際し、新品の本サポート制度対象移動機を購入される場合
3. 申込者は、当社等が定める手続きにより、本サポート制度対象移動機毎に入会の申込みをし、当社等が承諾したときをもってメンバー資格を取得します。なお、同時にアップル社が提供する「Apple 保証サービス」へのお申込みが条件となります。
4. アップル社にて「Apple 保証サービス」を購入された場合は、本サポート制度の対象とはなりません。

第3条（月額料）

1. 本サポート制度は、月額料 152 円(税抜) (税込 164 円) (以下「月額料」といいます。)が発生します。ただし、初回の月額料のみ 123 円(税抜)(税込 132 円)となります。
※別途、「Apple 保証サービス」の月額料が発生いたします。
2. 月の途中でご加入またはご退会された場合でも、月額料は日割とならず税込 152 円が発生します。
3. 月額料の請求、督促、その他債権・債務の管理等は、全て au 通信サービスの付加機能の月額使用料と同様に取り扱います。

第4条（サポート特典の提供、内容など）

1. サービス内容（盗難・紛失による携帯電話機再購入費用の一部補填サービス）
当社等は、サポート会員が本サポート制度に加入している本サポート制度対象移動機に盗難・紛失などが発生した場合、新しい au 携帯電話の再購入費用を一部補填致します。
- 2 盗難・紛失した au 携帯電話への補償。
サポート会員から本条に規定する補償(以下、本条において「補償」といいます。)の請求に係るお申込み(以下、本条において「補償のお申込み」といいます。)を受けた場合は、ご申告内容・証明書類等を精査し、補償の対象となると判断した場合は、補償のお申込みに係る本サポート制度対象移動機 1 台につき、「再購入補償金」として一律 2 万円を補償のお申込み時にサポート会員が指定した口座に振込みにてお支払いします。
3. 対象期間
サポート特典の対象期間は、本サポート制度に入会した時点で開始し、本サポート制度対象移動機を購入した日から最大 24 ヶ月間、または第 6 条に基づき本サポート制度を退会する時点までとします。
4. 補償範囲
補償対象事故の範囲は以下に定めるとおりとします。
 - (1)本サポート制度対象移動機の盗難、紛失
 - (2)火災による焼失
5. 適用条件

- (1) 本サポートの対象は、当社が別に定める「au 携帯電話本体」(以下「本サポート制度対象移動機」といいます)に限るものとし、「充電機器類」ならびに付属品は対象外とします。
- (2) 本サポート制度対象移動機について補償対象事故が発生し補償を受けることを希望される場合は、当社が別に定める連絡先にお電話により補償のお申込みをいただく必要があります。au ショップ等の実店舗ではお申込みいただけませんのでご注意ください。なお、補償のお申込み受付にあたり、サポート会員ご本人からのお申込みであることを確認させていただきます。
- (3) 個人契約のご契約者の場合、当社等は、代理人による補償のお申込みを受け付けます。ただし、当社がお申込みを受け付けるのは、代理人がサポート会員のご家族である場合のみとし、代理人がご家族以外の第三者の場合は、受け付けません。
- (4) 補償のお申し込みの際は、盗難・紛失などの事由を警察又は消防署等公的機関へ届出された事を証明する信憑書類が必要となります。警察署又は消防署等により届出の信憑書類が発行されない場合は、届出先の機関名、届出年月日、受理番号を提示いただきます。なお、お申込みから1ヶ月間を有効期限とします。
- (5) 補償のお申し込みの際は、再購入したことを証明する書類を提出していただきます。その際、提出いただいた書類の返却はおこないません。書類に不備があった場合は、サポート会員ご本人さまにEメールでご連絡いたします。
- (6) 再購入において補償の対象となる au 携帯電話は、当社が指定する販売店でご購入頂いた新品(本サポート制度対象移動機)とします。なお、再購入の際にお客様自身でご申告のうえ本サポートを解約していただく必要があります。
- (7) 補償のお申し込みをされる場合は、当社等に対して盗難・紛失にあった電話回線の「緊急通話停止」のお手続きを行っていることを原則とします。
- (8) 本サポート制度対象移動機と同一機種のご購入が在庫不足等の事由により困難な場合は、別途当社が指定する機種の携帯電話機とします。
- (9) 本サポート制度の適用にあたっては、本サポート制度対象移動機毎に1台までの再購入に対してとし、また「再購入補償金」は再購入機種1台につき2万円を上限とします。
- (10) 届け出られた口座番号等の誤り等により、当社が別に定める期間を経過しても「再購入補償金」のお支払いが完了しなかった場合は、補償のお申込みは取り消されたものとみなします。
- (11) 「再購入補償金」を振込み完了後、入金完了通知をサポート会員ご本人さまにEメールでご連絡いたします。
- (12) 本サポート制度対象移動機について補償対象事故が発生し補償を受けた場合、ネットワーク利用制限などにより紛失・盗難された au 携帯電話の利用を制限することにご了承いただきます。

(13)盗難・紛失された、au 携帯電話が後日発見された場合でも、お客様ご負担金の返金、旧 au 携帯電話の利用制限解除はいたしかねます。

6. 補償の対象とならないケース

前項にかかわらず、以下に該当する場合は補償を受けることはできません。

- (1) 本サポート制度対象移動機が補償のお申込み以前に発見されたとき。
- (2) 補償のお申込みが本条第 9 項に定める禁止事項のいずれかに該当するとき。
- (3) 過去に本規定への違反があり、補償のお申込み時においてなお当該違反が是正されていないとき
- (4) 過去に同一名義のサポート会員の補償のお申込み内容に虚偽申告があったと当社が判断したとき
- (5) 補償のお申込み時において、お支払期限を超過してもなお支払いただいていない月額料およびご負担金(同一のサポート会員名義の au 通信サービス料金その他の当社等の約款、サービス利用契約にかかるご利用料金を含む)があるとき
- (6) 補償請求事由が本条第 5 項第 1 号に定める「充電機器類」ならびに付属品の紛失、盗難、焼失の事故による場合
- (7) 補償請求事由が本サポート制度対象移動機または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・IC カード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき
- (8) 補償請求事由がサポート会員もしくはサポート会員より正当な権限を与えられた本サポート制度対象移動機の使用上の故意または重大な過失により発生したものであるとき
- (9) 補償請求事由が地震、噴火、津波、洪水等の天災により発生したものであるとき
- (10) 補償請求事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものであるとき
- (11) 補償請求事由が差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき
- (12) 補償請求事由が核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき

7. 送料

本サービスのご利用に伴う証明書類等の送料は、原則として当社の負担とします。ただし、当社が指定する書類を当社が定める方法以外の方法により送付される場合は、当該送付にかかる送料はサポート会員のご負担となります。

8. 補償のお申込みの取消し

本条第 5 項に基づき補償のお申込みをいただいた場合であっても、正当な理由があると当社が認めるときは、サポート会員は補償のお申込みを取消すことができます。

9. 禁止事項

サポート会員は、本サービスのご利用にあたり以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスにおける補償のお申込み時、その他本サービスのご利用にあたり、虚偽の届出または申告を行うこと。
- (2) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (3) 本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
- (4) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- (5) 上記各号の他、法令、公序良俗、本規定もしくは約款等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。

10. お客様情報の確認及び取扱い

- (1) 当社は、補償のお申込み受付時に必要と判断した場合は、各種確認書類(本人確認書類等)の写しの提出をサポート会員に求める場合があります。
- (2) 当社は、本サービスの提供にあたり取得する個人情報(当該情報によりまたは他の情報と照合することにより、サポート会員本人を識別し得る情報をいいます)を当社が別途定めるプライバシーポリシーに従い取り扱います。

第5条 (権利の譲渡等)

1. au通信サービス契約約款に基づき、au通信サービスの契約者回線に係るauサービス利用権の譲渡が行われた時は、特典を受ける権利も併せて譲渡されるものとします。
2. サポート会員は、前項に定めるほか、本サポート制度にかかわる権利および義務を、第三者に貸与し、質入し、または担保の用に供することはできません。

第6条 (サポート会員の退会)

1. サポート会員は、本サポート制度の退会を希望されるときは、当社が別に定める方法に従い当社に対して本サポート制度の退会を申し出るものとします。
2. au通信サービスの契約解除および一時休止をもって、本サポート制度から自動的に退会することとなります。
3. アップル社が提供する「Apple 保証サービス」を退会された場合、本サポート制度も自動的に退会することとなります。また、本サポート制度を退会した場合、「Apple 保証サービス」も自動的に退会となります。

4. 盗難・紛失により、移動機を再購入し本サポート特典を受けた場合、旧移動機(盗難・紛失にあった移動機)における本サポート制度および「Apple 保証サービス」は、補償の提供が完了をもって自動的に退会となります。
5. サポート会員が以下のいずれかに該当する場合、当社等は、何ら通知、催告なく本サポート制度より退会させることができます。
 - 入会時に虚偽の内容を申告した場合
 - 本規定などに違反した場合
 - 月額料およびご負担金その他の本サポート制度に係る料金、ならびに au 通信サービス料金その他の当社の電気通信サービス等に係る料金の支払を、支払期限までに行わなかった場合
 - そのほか、当社等がサポート会員として不適格であると判断した場合
6. 退会にともない、サポート会員が有する本サポート制度に関するすべての権利は、失効するものとします。

第7条 (本サポート制度の変更および終了)

1. 当社等は、必要と認めるときには、サポート会員へ通知することなく、本規定など(本規定およびカタログなどの内容、サポート特典の内容など)を変更することがあります。この場合、当社等は、変更後の本規定などを適用するものとし、サポート会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。
2. 本サポート制度は当社の都合により、サポート会員へ通知することなく、一部またはすべてを停止または終了する場合があります、サポート会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第8条 (損害賠償)

サポート特典の実施にあたり、当社等の責に帰すべき事由によりサポート会員が損害を被った場合、当社等は、月額料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。但し、当社の故意または重大な過失に基づく損害については、この限りではありません。

第9条 (裁判管轄)

本規定に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条 (本サポート制度に関する疑義など)

本規定などの解釈や本サポート制度の運用などについて疑義が生じ、または本規定などに定めがない事項が生じた場合は、当社等が決定する内容に従って処理するものとし、サポート会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

- 附則: この規定は 2015 年 9 月 25 日から実施します。